

弘前市一般廃棄物処理基本計画改定 新旧対照表

改定箇所	新	旧
表紙	(令和7年4月改定)	(令和6年4月改定)
5 ページ	①家庭系ごみ 令和7年度における家庭系ごみの分別区分・排出方法等は、表1のとおりです。 分別区分は、かん、びん、紙パック、ダンボール、ペットボトル、新聞、雑誌・雑がみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、危険ごみ、<u>有害ごみ</u>、大型ごみの12分別としています。 収集方式は、決められたごみ集積所に出されたごみを収集する「ステーション収集方式」を中心としてしていますが、ごみ集積所を確保することが困難な場所では、各家の前に出されたごみを収集する「毎戸収集方式」が取られています（順次ステーション収集方式への移行を図っています）。また、収集運搬業務は事業者への委託により実施していますが、一部、高齢者等のごみ出しが困難な世帯のごみは、市の直営により収集運搬を実施しています（弘前市ごみ出しサポート事業）。 その他、ダンボール、新聞、雑誌・雑がみは、<u>古紙類</u>回収ステーションによる拠点	①家庭系ごみ 令和6年度における家庭系ごみの分別区分・排出方法等は、表1のとおりです。 分別区分は、<u>「容器包装（かん、びん、紙パック、ダンボール、ペットボトル）」</u>、<u>「古紙類（新聞、雑誌・雑がみ）」</u>、<u>「一般ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、危険ごみ、大型ごみ）」</u>の3種11分別としています。 収集方式は、決められたごみ集積所に出されたごみを収集する「ステーション収集方式」を中心としてしていますが、ごみ集積所を確保することが困難な場所では、各家の前に出されたごみを収集する「毎戸収集方式」が取られています（順次ステーション収集方式への移行を図っています）。また、収集運搬業務は事業者への委託により実施していますが、一部、高齢者等のごみ出しが困難な世帯のごみは、市の直営により収集運搬を実施しています（弘前市ごみ出しサポート事業）。 その他、<u>「容器包装（ダンボール）」</u>、<u>「古紙類（新聞、雑誌・雑がみ）」</u>は古紙類回収ステーションによる拠点回収を行っているほか、「使用済小型家電」や「衣類」に

6ページ

表 1 家庭系ごみの分別区分等（令和7年度）

分別区分	排出方法など	収集回数
1. かん	無色透明または半透明の袋に入れる	月 2 回
2. びん		月 2 回
3. 紙パック	紙ひもで十字に縛るか 無色透明または半透明の袋に入れる	月 1 回
4. ダンボール	紙ひもで十字に縛るか 無色透明若しくは半透明の袋 またはダンボールに入れる	月 1 回
5. ペットボトル	無色透明または半透明の袋に入れる	月 2 回
6. 新聞	行政回収と明記する	月 1 回
7. 雑誌・雑がみ		月 2 回
8. 燃やせるごみ	無色透明または半透明の袋に入れる	週 2 回
9. 燃やせないごみ		月 1 回
10. 危険ごみ		
11. 有害ごみ		
12. 大型ごみ	—	月 1 回

※ かん、びん、紙パック、ダンボール、ペットボトルについては、「町会あっせんの無色透明袋」、燃やせるごみについては、「町会あっせんの半透明緑色袋」を推奨している（指定ではない）。

※ 新聞、雑誌・雑がみについては、「できるだけ白い紙ひもを利用する」こととしている。

※ 有害ごみとは、蛍光管、白熱電球、電池類、小型充電式電池、モバイルバッテリーで、令和7年度に新設。

7ページ

図 1 事業所から出るごみの分類

事業所から出るごみ

事業活動に伴って排出されるごみ

産業廃棄物

法律で定められた20種類の廃棄物

収集・運搬

県の許可を受けた業者へ委託（マニフェスト必要）

処理業者

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

産業廃棄物以外の廃棄物
●可燃ごみ、資源物 など

収集・運搬

市の許可を受けた業者へ委託

市の処理施設
民間のリサイクル処理施設

表 1 家庭系ごみの分別区分等（令和6年度）

分別区分	排出方法など	収集回数	
容器包装	1. かん	無色透明または半透明の袋に入れる	月 2 回
	2. びん		月 2 回
	3. 紙パック	紙ひもで十字に縛るか 無色透明または半透明の袋に入れる	月 1 回
	4. ダンボール	紙ひもで十字に縛るか 無色透明若しくは半透明の袋 またはダンボールに入れる	月 1 回
	5. ペットボトル	無色透明または半透明の袋に入れる	月 2 回
古紙類	6. 新聞	行政回収と明記する	月 1 回
	7. 雑誌・雑がみ		月 2 回
一般ごみ	8. 燃やせるごみ	無色透明または半透明の袋に入れる	週 2 回
	9. 燃やせないごみ		月 1 回
	10. 危険ごみ		
	11. 大型ごみ	—	月 1 回

※ 容器包装については、「町会あっせんの無色透明袋」、燃やせるごみについては、「町会あっせんの半透明緑色袋」を推奨している（指定ではない）。

※ 古紙類については、「できるだけ白い紙ひもを利用する」こととしている。

※ 危険ごみとは、エアゾール製品等及びライターで、令和6年度から新設。

図 1 事業所から出るごみの分類

事業所から出るごみ

事業活動に伴って排出されるごみ

産業廃棄物

法律で定められた20種類の廃棄物

収集・運搬

県の許可を受けた業者へ委託（マニフェスト必要）

処理業者

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

産業廃棄物以外の廃棄物
●可燃ごみ、資源物 など

収集・運搬

市の許可を受けた業者へ委託

市の処理施設
民間のリサイクル処理

8 ページ 上段	また、びんは、弘前地区環境整備センターで、無色、茶色、その他の色の3種類に選別後、ペットボトルは選別・圧縮後、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会を通じて資源化されています。 <u>有害ごみは、弘前地区環境整備センターで選別して民間の再資源化事業者を持ち込まれています。</u> 紙パック、ダンボール、新聞、雑誌・雑がみは、民間の再資源化業者に直接持ち込まれ、資源化されています。	また、びんは、弘前地区環境整備センターで、無色、茶色、その他の色の3種類に選別後、ペットボトルは選別・圧縮後、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会を通じて資源化されています。 紙パック、ダンボール、新聞、雑誌・雑がみは、民間の再資源化業者に直接持ち込まれ、資源化されています。						
8 ページ 下段	図2 ごみ処理フロー図	図2 ごみ処理フロー図						
9 ページ	<table><tr><td>発電設備</td><td>3,600KW</td><td></td></tr></table>	発電設備	3,600KW		<table><tr><td>発電設備</td><td>3,600MWh</td><td></td></tr></table>	発電設備	3,600MWh	
発電設備	3,600KW							
発電設備	3,600MWh							
9 ページ	燃やせないごみと大型ごみは、破碎後に鉄とアルミを回収し、かん、<u>びん</u>、<u>ペットボトル</u>は、異物や汚れている物を取り除く選別作業や圧縮・梱包などの作業を行っています。回収された資源物は、再資源化業者に引き渡しています。	燃やせないごみと大型ごみは、破碎後に鉄とアルミを回収し、かん<u>やびんなどの容器包装</u>は、異物や汚れている物を取り除く選別作業や圧縮・梱包などの作業を行っています。回収された資源物は、再資源化業者に引き渡しています。						

10 ページ	<table><tr><td>残余容量</td><td>2,700 m³ (平成30年11月時点)</td><td>186,998 m³ (令和2年11月時点)</td></tr></table>	残余容量	2,700 m³ (平成30年11月時点)	186,998 m³ (令和2年11月時点)	<table><tr><td>残余容量</td><td>2,700 m³ (平成30年11月時点)</td><td>186,998 m³ (令和2年11月時点)</td></tr></table>	残余容量	2,700 m³ (平成30年11月時点)	186,998 m³ (令和2年11月時点)										
残余容量	2,700 m³ (平成30年11月時点)	186,998 m³ (令和2年11月時点)																
残余容量	2,700 m³ (平成30年11月時点)	186,998 m³ (令和2年11月時点)																
17 ページ	平成28年4月から、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場では「 <u>新聞、雑誌・雑がみ</u> の受入制限」を実施しているところですが、紙類30.8%のうち資源化可能なものが5割程度混入しており、引き続き「オフィス町内会」※3への加入促進をはじめとした古紙リサイクルの周知啓発が必要です。	平成28年4月から、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場では「 <u>古紙類</u> の受入制限」を実施しているところですが、紙類30.8%のうち資源化可能なものが5割程度混入しており、引き続き「オフィス町内会」※3への加入促進をはじめとした古紙リサイクルの周知啓発が必要です。																
19 ページ	<table><tr><td>年度</td><td>家庭系ごみに係る 主な施策</td><td>事業系ごみに係る 主な施策</td><td>その他</td></tr><tr><td>H28</td><td>○家庭系ごみ有料化の検討</td><td>○焼却施設での<u>新聞、雑誌・雑がみ</u>の受入制限を開始</td><td>○弘前市一般廃棄物 処理基本計画策定</td></tr></table>	年度	家庭系ごみに係る 主な施策	事業系ごみに係る 主な施策	その他	H28	○家庭系ごみ有料化の検討	○焼却施設での <u>新聞、雑誌・雑がみ</u> の受入制限を開始	○弘前市一般廃棄物 処理基本計画策定	<table><tr><td>年度</td><td>家庭系ごみに係る 主な施策</td><td>事業系ごみに係る 主な施策</td><td>その他</td></tr><tr><td>H28</td><td>○家庭系ごみ有料化の検討</td><td>○焼却施設での<u>古紙類</u>の受入制限を開始</td><td>○弘前市一般廃棄物 処理基本計画策定</td></tr></table>	年度	家庭系ごみに係る 主な施策	事業系ごみに係る 主な施策	その他	H28	○家庭系ごみ有料化の検討	○焼却施設での <u>古紙類</u> の受入制限を開始	○弘前市一般廃棄物 処理基本計画策定
年度	家庭系ごみに係る 主な施策	事業系ごみに係る 主な施策	その他															
H28	○家庭系ごみ有料化の検討	○焼却施設での <u>新聞、雑誌・雑がみ</u> の受入制限を開始	○弘前市一般廃棄物 処理基本計画策定															
年度	家庭系ごみに係る 主な施策	事業系ごみに係る 主な施策	その他															
H28	○家庭系ごみ有料化の検討	○焼却施設での <u>古紙類</u> の受入制限を開始	○弘前市一般廃棄物 処理基本計画策定															
22 ページ	この要因としては、特に課題となっていた事業系ごみの対策として、展開検査の実施や <u>新聞、雑誌・雑がみ</u> の受入制限、事業系ごみハンドブックの作成・配布、事業者訪問と様々な施策を行ってきたものの、事業系ごみの適正排出、減量化・資源化について、真に個々の事業者まで浸透せず、より強制力のある搬入規制を開始するまでは、思うような効果がみられなかったことが挙げられます。	この要因としては、特に課題となっていた事業系ごみの対策として、展開検査の実施や <u>古紙類</u> の受入制限、事業系ごみハンドブックの作成・配布、事業者訪問と様々な施策を行ってきたものの、事業系ごみの適正排出、減量化・資源化について、真に個々の事業者まで浸透せず、より強制力のある搬入規制を開始するまでは、思うような効果がみられなかったことが挙げられます。																
24 ページ	<table><tr><td>⑧直接資源化</td><td><u>新聞、雑誌・雑がみ</u>の行政回収や拠点回収、小型家電回収などの施設では処理はせず、直接再生利用業者に持ち込み、資源化する量</td></tr></table>	⑧直接資源化	<u>新聞、雑誌・雑がみ</u> の行政回収や拠点回収、小型家電回収などの施設では処理はせず、直接再生利用業者に持ち込み、資源化する量	<table><tr><td>⑧直接資源化</td><td><u>古紙類</u>の行政回収や拠点回収、小型家電回収などの施設では処理はせず、直接再生利用業者に持ち込み、資源化する量</td></tr></table>	⑧直接資源化	<u>古紙類</u> の行政回収や拠点回収、小型家電回収などの施設では処理はせず、直接再生利用業者に持ち込み、資源化する量												
⑧直接資源化	<u>新聞、雑誌・雑がみ</u> の行政回収や拠点回収、小型家電回収などの施設では処理はせず、直接再生利用業者に持ち込み、資源化する量																	
⑧直接資源化	<u>古紙類</u> の行政回収や拠点回収、小型家電回収などの施設では処理はせず、直接再生利用業者に持ち込み、資源化する量																	
27 ページ	事業系ごみに係る主な施策 減量化・資源化の普及啓発 (様々な媒体を活用した広報、 事業系ガイドブック等) 事業系ごみ展開検査 (排出状況の把握) 資源化可能な<u>新聞、雑誌・雑がみ</u>、搬入不可物の規制	事業系ごみに係る主な施策 減量化・資源化の普及啓発 (様々な媒体を活用した広報、 事業系ガイドブック等) 事業系ごみ展開検査 (排出状況の把握) 資源化可能な<u>古紙類</u>、 搬入不可物の規制																

29 ページ	【ものを使った後】 ・<u>かん、びん、紙パック、ダンボール、ペットボトル、新聞、雑誌・雑がみ</u>については行政回収を利用するか、回収ステーションや古紙リサイクルセンター、スーパーなどの民間回収を活用します。 ・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に従い、適切に処理します。 ・使用済小型家電については、市が設置している使用済小型家電回収ボックスを利用します。 ・ごみ出しにおいては、排出ルールを順守します。	【ものを使った後】 ・<u>容器包装、古紙類</u>については行政回収を利用するか、回収ステーションや古紙リサイクルセンター、スーパーなどの民間回収を活用します。 ・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に従い、適切に処理します。 ・使用済小型家電については、市が設置している使用済小型家電回収ボックスを利用します。 ・ごみ出しにおいては、<u>ダンボールを容器として使用しないなど</u>、排出ルールを順守します。
32 ページ	【企画・生産過程】 ・資源化が容易な製品の開発・製造を行います。 ・資源化が可能な素材、リサイクルされた素材などを使用します。 ・生じた<u>かん、びん、紙パック、ダンボール、ペットボトル、新聞、雑誌・雑がみ</u>については、回収業者、回収ステーションなどを積極的に活用します。（燃やせるごみ、燃やせないごみへの混入を控えます。）	【企画・生産過程】 ・資源化が容易な製品の開発・製造を行います。 ・資源化が可能な素材、リサイクルされた素材などを使用します。 ・生じた<u>容器包装、古紙類</u>については、回収業者、回収ステーションなどを積極的に活用します。（燃やせるごみ、燃やせないごみへの混入を控えます。）
同	【重点項目】 オフィス町内会の活用 オフィス町内会とは、会員となった複数の事業者が協力しあい、共通の回収便を運行することで、回収業者の運送費に見合うよう、量的、コスト的なメリットを生み出し、<u>一般</u>古紙類を「無料」で回収するサービスです。経費をかけないで資源化を推進できるとともに、環境活動への貢献によるイメージアップにもつながります。	【重点項目】 オフィス町内会の活用 オフィス町内会とは、会員となった複数の事業者が協力しあい、共通の回収便を運行することで、回収業者の運送費に見合うよう、量的、コスト的なメリットを生み出し、古紙類を「無料」で回収するサービスです。経費をかけないで資源化を推進できるとともに、環境活動への貢献によるイメージアップにもつながります。
35 ページ	<u>ク. <u>新聞、雑誌・雑がみ</u>回収の推進【継続】</u> <u>新聞、雑誌・雑がみ</u>（特に雑がみ）の分別方法について、よりわかりやすい周知を実施していくほか、資源化をより一層向上するため、古紙類回収ステーションや古紙リサイクルセンター、スーパーなどの民間回収の更なる活用について推進していきます。 <u>ケ. 事業系ごみの適正分別・適正排出の推進【拡充】</u> ごみの組成分析などの実態調査や事業者へのアンケート調査により、事業系ごみについては、①家庭系のごみ収集に排出している、②<u>新聞、雑誌・雑がみ</u>を燃やせるごみとして排出している、③産業廃棄物を一般廃棄物として排出している、などの課題が浮き彫りとなっています。	<u>ク. <u>古紙類</u>回収の推進【継続】</u> <u>古紙類</u>（特に雑がみ）の分別方法について、よりわかりやすい周知を実施していくほか、資源化をより一層向上するため、古紙類回収ステーションや古紙リサイクルセンター、スーパーなどの民間回収の更なる活用について推進していきます。 <u>ケ. 事業系ごみの適正分別・適正排出の推進【拡充】</u> ごみの組成分析などの実態調査や事業者へのアンケート調査により、事業系ごみについては、①家庭系のごみ収集に排出している、②<u>古紙類</u>を燃やせるごみとして排出している、③産業廃棄物を一般廃棄物として排出している、などの課題が浮き彫りとなっています。

36 ページ	タ. 焼却施設における搬入規制【新規・重点項目】 焼却施設においては、平成 28 年 4 月から実施している資源化可能な<u>新聞、雑誌・雑がみ</u>の受入制限に加え、令和元年 12 月より、分別不十分や産業廃棄物の疑いのある不適正な事業系ごみの搬入規制を行っています。展開検査と合わせて行うことで、適正排出が促され、事業系ごみの減量化・資源化に大きく寄与するため、今後も展開検査を実施しながら、取組を強化していきます。	タ. 焼却施設における搬入規制【新規・重点項目】 焼却施設においては、平成 28 年 4 月から実施している資源化可能な<u>古紙類</u>の受入制限に加え、令和元年 12 月より、分別不十分や産業廃棄物の疑いのある不適正な事業系ごみの搬入規制を行っています。展開検査と合わせて行うことで、適正排出が促され、事業系ごみの減量化・資源化に大きく寄与するため、今後も展開検査を実施しながら、取組を強化していきます。																																																		
37 ページ	ネ. オフィス町内会の推進【拡充】 事業所から排出されるダンボールや新聞、コピー用紙などの一般古紙類を古紙再生事業者が無料で回収するオフィス町内会については、年々回収量実績が増加しているものの、制度の認知度は依然として低い状況です。	ネ. オフィス町内会の推進【拡充】 事業所から排出されるダンボールや新聞、コピー用紙などの<u>古紙類</u>（一般古紙類）を古紙再生事業者が無料で回収するオフィス町内会については、年々回収量実績が増加しているものの、制度の認知度は依然として低い状況です。																																																		
53 ページ	表 17 施設整備計画（令和 2 年度以降） <table><tr><th></th><th>計画処理区域</th><th>計画処理人口 （人）</th><th>整備予定年度</th><th>事業費見込み （百万円）</th></tr><tr><td>合併処理浄化槽</td><td>下水道計画区域及び農業集落排水施設計画区域を除く区域 （平成 11 年度補助事業開始） 令和元年度から令和 7 年度まで、環境省が実施する「循環型社会形成推進交付金」を活用。</td><td>83</td><td>令和元年度 ～ 令和 7 年度</td><td>8</td></tr><tr><td>下水道</td><td>下水道計画区域 （昭和 37 年度開始） 市中心部から周辺地区 岩木高原県立自然公園に含まれる地区 令和元年度末 3,649.6ha</td><td>150</td><td>令和元年度 ～ 令和 7 年度</td><td>2,000</td></tr><tr><td>農業集落排水施設</td><td>なし</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>し尿処理施設</td><td>なし</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>		計画処理区域	計画処理人口 （人）	整備予定年度	事業費見込み （百万円）	合併処理浄化槽	下水道計画区域及び農業集落排水施設計画区域を除く区域 （平成 11 年度補助事業開始） 令和元年度から令和 7 年度まで、環境省が実施する「循環型社会形成推進交付金」を活用。	83	令和元年度 ～ 令和 7 年度	8	下水道	下水道計画区域 （昭和 37 年度開始） 市中心部から周辺地区 岩木高原県立自然公園に含まれる地区 令和元年度末 3,649.6ha	150	令和元年度 ～ 令和 7 年度	2,000	農業集落排水施設	なし	-	-	-	し尿処理施設	なし	-	-	-	表 17 施設整備計画（令和 2 年度以降） <table><tr><th></th><th>計画処理区域</th><th>計画処理人口 （人）</th><th>整備予定年度</th><th>事業費見込み （百万円）</th></tr><tr><td>合併処理浄化槽</td><td>下水道計画区域及び農業集落排水施設計画区域を除く区域 （平成 11 年度補助事業開始） 令和元年度から令和 7 年度まで、環境省が実施する「循環型社会形成推進交付金」を活用。</td><td>91</td><td>令和元年度 ～ 令和 7 年度</td><td>9</td></tr><tr><td>下水道</td><td>下水道計画区域 （昭和 37 年度開始） 市中心部から周辺地区 岩木高原県立自然公園に含まれる地区 令和元年度末 3,649.6ha</td><td>150</td><td>令和元年度 ～ 令和 7 年度</td><td>2,000</td></tr><tr><td>農業集落排水施設</td><td>なし</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>し尿処理施設</td><td>なし</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>		計画処理区域	計画処理人口 （人）	整備予定年度	事業費見込み （百万円）	合併処理浄化槽	下水道計画区域及び農業集落排水施設計画区域を除く区域 （平成 11 年度補助事業開始） 令和元年度から令和 7 年度まで、環境省が実施する「循環型社会形成推進交付金」を活用。	91	令和元年度 ～ 令和 7 年度	9	下水道	下水道計画区域 （昭和 37 年度開始） 市中心部から周辺地区 岩木高原県立自然公園に含まれる地区 令和元年度末 3,649.6ha	150	令和元年度 ～ 令和 7 年度	2,000	農業集落排水施設	なし	-	-	-	し尿処理施設	なし	-	-	-
	計画処理区域	計画処理人口 （人）	整備予定年度	事業費見込み （百万円）																																																
合併処理浄化槽	下水道計画区域及び農業集落排水施設計画区域を除く区域 （平成 11 年度補助事業開始） 令和元年度から令和 7 年度まで、環境省が実施する「循環型社会形成推進交付金」を活用。	83	令和元年度 ～ 令和 7 年度	8																																																
下水道	下水道計画区域 （昭和 37 年度開始） 市中心部から周辺地区 岩木高原県立自然公園に含まれる地区 令和元年度末 3,649.6ha	150	令和元年度 ～ 令和 7 年度	2,000																																																
農業集落排水施設	なし	-	-	-																																																
し尿処理施設	なし	-	-	-																																																
	計画処理区域	計画処理人口 （人）	整備予定年度	事業費見込み （百万円）																																																
合併処理浄化槽	下水道計画区域及び農業集落排水施設計画区域を除く区域 （平成 11 年度補助事業開始） 令和元年度から令和 7 年度まで、環境省が実施する「循環型社会形成推進交付金」を活用。	91	令和元年度 ～ 令和 7 年度	9																																																
下水道	下水道計画区域 （昭和 37 年度開始） 市中心部から周辺地区 岩木高原県立自然公園に含まれる地区 令和元年度末 3,649.6ha	150	令和元年度 ～ 令和 7 年度	2,000																																																
農業集落排水施設	なし	-	-	-																																																
し尿処理施設	なし	-	-	-																																																
奥付	 弘前市一般廃棄物処理基本計画 令和7年4月改定	 弘前市一般廃棄物処理基本計画 令和6年4月改定																																																		